

事務連絡
令和4年8月17日

各介護サービス事業者様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課

「介護サービス情報の公表」の実施について

情報公表制度の実施にあたっては、次の点についてご留意ください。

1 調査票提出について

調査票提出等の事務手続きは、【4 問合せ】の川崎市指定情報公表センターホームページを活用し、期日までに完了してください。

2 訪問調査について

(1) 調査の実施対象

別添『「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項』のP. 13～14「公表・調査対象等について」のとおりです。

(2) 調査日の予約

川崎市指定情報公表センターホームページの「調査日予約システム」を利用して調査日を予約することができます。（計画通知書に記載してある「調査日の予約期間」内に予約してください。）

(3) 調査の免除について

別添『「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項』のP. 13～14「公表・調査対象等について」のとおりとなります。

対象となっていて調査の免除を希望される場合は、川崎市指定情報公表センターホームページの「介護サービス事業所の方へ」内の書式ライブラリーに掲載されている『介護サービス情報の公表制度における訪問調査免除申出書』を、申出書に記載の期日までにご提出ください。

※免除申出書の提出期限は8月31日（水）です。期限を過ぎた申請は受けられませんのでご留意ください。

※申出書を提出した場合は、免除可否についての結果通知があるまで、調査手数料を振込まないでください。

3 手数料について

(1) 納付方法等

納入通知書に記載の金融機関にて、必ず期限内に納付ください。

詳細については、別添『「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等について』のP. 4～5をご覧ください。

(2) 訪問調査を行わない場合の取り扱い

訪問調査を行わない事業所にあっても、基本情報及び運営情報の公表事務に関する情報公表

手数料は必要となります。

なお、今年度中に廃止を予定している事業所については、川崎市指定情報公表センターホームページの「介護サービス事業所の方へ」内の書式ライブラリーに掲載されている『申出書(廃止・休止)』を早急にご提出ください。

4 問合わせ

◆スケジュール、基本情報及び運営情報調査票の作成、提出方法、システム介護サービス情報公表システムに関すること等

※お問合せ、お電話の前に公表センターホームページ内のQ&Aをご確認ください。

川崎市指定情報公表センター（公益社団法人かながわ福祉サービス振興会）

TEL 045-227-5690（平日 9:00～17:00） FAX 045-227-5691

ホームページ https://center.rakuraku.or.jp/service_office/kawasaki/index.html

◆調査日程、予約、調査全般に関すること等

調査を担当する川崎市指定調査機関の問合せ窓口（株式会社かながわSWC）

TEL 045-228-8617（平日 9:30～17:00） FAX 045-228-8618

◆市通知の内容、調査事務に関する費用の納付、公表手数料、調査手数料、支払用紙の紛失等による再発行依頼等

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課

TEL 044-200-2678（平日 8:30～12:00・13:00～17:15） FAX 044-200-3926